

「長さが 21メートルを超えるフルトレーラ連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて」の一部改正に関する意見募集について

1. 改正の背景

① ダブル連結トラックの長さの審査基準の設定

ダブル連結トラック（1台で通常の大型トラック2台分の輸送が可能なフルトレーラ）については、特殊車両通行許可の車両の長さの限度を従来の21mから25mに緩和し、平成31年から本格導入を開始しています。

ダブル連結トラックの通行にあたっては、特殊車両通行許可制度において、その車両の通行可否を個別に審査し、通行可能な場合には必要な条件を付した上で許可を行い、通行させているところですが、申請者数及び許可件数は年々増加しており、利用のニーズが高まっていることに加え、これまでの許可実績を踏まえ、長さが17mのセミトレーラ等が通行する際の軌跡と同等であることが確認されたため、ダブル連結トラックの通行の審査にあたっては、同様の審査基準を適用できることとします。

② ダブル連結トラックの確認制度への適用

ダブル連結トラックの特殊車両通行手続きについては、個別に審査を行う特殊車両通行許可制度により対応しているところですが、審査に時間を要することが課題となっています。通行路線の拡充や許可件数が増加している状況を踏まえ、手続きの利便性を向上させるため、即時に通行が可能となる特殊車両通行確認制度を利用可能とします。

2. 改正の概要

① ダブル連結トラックの長さの審査基準（通達改正）

ダブル連結トラックの交差点等における通行可否の審査に用いる車両の長さの審査にあたって、長さが17mのセミトレーラ等と同様の審査基準による審査を可能とします。

② ダブル連結トラックの確認制度への適用（通達改正）

特殊車両通行確認制度の利用に際して、特殊車両通行許可制度において付している通行条件※1を同様に適用する等、所要の改正を行い、特殊車両通行確認制度※2を利用可能とします。

※1 アンチロックブレーキシステム等の交通の危険を防止するための装置を装備すること、運転者が一定の業務経験等を有する者であること 等

※2 2地点双方向2経路検索

3. 今後のスケジュール（予定）

改正・施行：令和7年3月24日（月）